

資料提供(投げ込み) 令和4年4月20日(水)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
危機管理部 危機管理課 (電話059-229-3281)	危機管理課長 出口 真也

令和3年度に修正した津市地域防災計画の内容について

津市地域防災計画の内容を修正することが決定しましたので、下記のとおりその要旨を公表します。

記

1 概要

本市では、近年の大規模災害の教訓を反映させる等、津市地域防災計画がより実践的なものとなるよう継続した見直しを行っています。

令和3年度は、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を目的として、災害対策基本法及び避難情報に関するガイドラインがそれぞれ改正されたことを踏まえ、国の防災基本計画において、避難勧告・避難指示の一本化、個別避難計画の作成等に係る修正が行われたこと、また、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた対応として、被災自治体への応援職員等に対する感染対策に係る修正が行われたこと、また、災害救助法が改正されたことから、本市の地域防災計画において当該内容に応じた修正を行うため、令和3年11月2日開催の令和3年度第1回津市防災会議で当該計画の修正案を提示しました。

その後、防災会議委員やパブリックコメント手続等により寄せられた意見等に対する検討の結果を加え、令和3年度修正案としてとりまとめ、災害対策基本法第42条の規定に基づき、書面会議により開催した令和3年度第2回津市防災会議で審議、決定しました。

2 主な修正内容

(1) 防災基本計画の修正に伴う対応

ア 避難勧告・避難指示の一本化等に係る対応

避難勧告・避難指示を一本化し、従来の避難勧告の発令段階から避難指示を発令するほか、避難情報の種類及び名称、水防法に基づく洪水予報河川及び水位周知河川等の避難情報発令基準、避難情報と居住者等に求められる行動の関係等について記載します。

また、伊勢・三河湾津波予報区に大津波警報又は津波警報が発表された場合の対応について、「避難情報に関するガイドライン(令和3年5月改定)内閣府」に基づき、対象地域に対し避難指示を発令することについて記載します。

イ 個別避難計画の作成等に係る対応

避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が努力義務とされたことから、当該計画の作成及び避難支援等関係者への情報提供する際の要件並びに当該計画情報を受けた者の秘密保持義務について記載します。

ウ 応援職員等の新型コロナウイルス感染症対策に係る対応

被災時に本市が応援職員等を受け入れる際の感染症対策として、当該応援職員等における適切な空間の確保について記載します。

エ 新型コロナウイルス感染症等に伴う自宅療養者等に係る対応

感染症等に伴う自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、三重県津保健所と連携し、情報共有体制の確立を図ることについて記載します。

(2) 災害救助法の改正に伴う対応

災害救助法が改正され、非常災害等が発生するおそれがある段階で災害救助法の適用が可能となったことから、本市においても、非常災害等が発生するおそれがある段階で国が災害対策本部を設置したときは、三重県と緊密に連携し救助を実施できるよう、本市における所定の手続きについて記載します。

※なお、津市地域防災計画については、津市ホームページからご覧いただけます。